

議案第12号

琴浦町附属機関条例の制定について

別紙のとおり、琴浦町附属機関条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和2年琴浦町条例第 号

琴浦町附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この条例に規定する事項について法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1右欄に掲げる事項を調査審議させるため、町長の附属機関として、同表左欄に掲げる機関を設置する。

2 別表第2右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表左欄に掲げる機関を設置する。

3 前2項に定めるもののほか、町長、教育委員会その他の執行機関は、設置期間が1年未満の附属機関を設置することができる。

4 執行機関は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、機関の名称、調査審議させる事項、設置期間その他必要な事項を告示しなければならない。

(組織)

第3条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。

2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。
- 3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会等)

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会(以下「部会等」という。)を置くことができる。

- 2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。
- 3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に存する附属機関又は合議体(以下「旧附属機関等」という。)にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、別表に掲げる附属機関(以下「新附属機関」という。)にされた諮問とみなし、当該諮問について、旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

(委員任期の特例)

- 3 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

別表第1(第2条関係)

名称	調査審議する事項
国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のため

	めの措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 39 条第 2 項に規定する事項
条例表彰審査会	琴浦町表彰条例(平成 16 年琴浦町条例第 5 号)第 7 条に規定する事項
情報公開審査会	琴浦町情報公開条例(平成 16 年琴浦町条例第 10 号)第 18 条第 1 項及び第 5 項に規定する事項
個人情報保護審査会	琴浦町個人情報保護条例(平成 16 年琴浦町条例第 11 号)第 31 条第 5 項に規定する事項
防災会議	琴浦町防災会議条例(平成 16 年琴浦町条例第 14 号)第 2 条に規定する事項
空家等対策審議会	琴浦町空家等の適切な管理に関する条例(平成 25 年琴浦町条例第 29 号)第 6 条第 1 項に規定する事項
行財政改革推進委員会	町の行財政改革のあり方に係る事項及び行財政改革プランに基づく改革の進捗状況に関する事項
地方創生推進会議	まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)に基づく総合戦略の策定における方向性及び具体案に係る審議検討並びに効果検証に関する事項
男女共同参画審議会	琴浦町男女共同参画推進条例(平成 18 年琴浦町条例第 59 号)第 19 条に規定する事項
地域公共交通会議	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に規定する事項
国民健康保険運営協議会	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 11 条第 2 項に規定する事項
養護老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームの入所の要否等に関する

	事項
観光戦略推進会議	琴浦町観光ビジョンの策定及び琴浦町観光ビジョンの具体的な事業実施行動計画(アクションプラン)に関する事項
中小企業・小規模企業振興基本計画検討委員会	中小企業・小規模企業振興基本計画の策定、変更、評価等に関する事項
中小企業小口融資審査会	保証融資斡旋申込みの審査及び代位弁済の確認に関する事項
都市計画審議会	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項に規定する事項
環境審議会	琴浦町環境審議会条例(平成 16 年琴浦町条例第 137 号)第 1 条に規定する事項
水道事業等評価委員会	町の水道事業の活動に応じた経営、建設事業、水道料金等の評価に関する事項

別表第 2 (第 2 条関係)

名称	調査審議する事項
社会教育委員会	社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 17 条第 1 項各号に規定する事項
図書館協議会	図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条第 2 項に規定する事項
文化財保護審議会	琴浦町文化財保護条例(平成 16 年琴浦町条例第 107 号)第 3 条第 4 項に規定する事項
公民館運営協議会	琴浦町公民館条例(平成 17 年琴浦町条例第 28 号)第 6 条第 1 項に規定する事項
あらゆる差別をなくする審議会	琴浦町あらゆる差別をなくする条例(平成 16 年琴浦町条例第 125 号)第 8 条第 1 項に規定する事項
文化センター運営審議会	琴浦町隣保館条例(平成 16 年琴浦町条例第 126 号)第 11 条第 1 項に規定する事項